基準日設定につき通知公告

　当社は、令和●●年●●月●●●日を基準日と定め、同日午後●●時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

　令和●●年●●月●●日

　　東京都港区虎ノ門●丁目●番●号

日本県官報販売所株式会社

代表取締役　日本　太郎

茶字は掲載日になります。

剰余金の中間配当に関する事項